

都留市富士湧水野菜生産振興補助金

【趣旨・目的】

■十日市場・夏狩湧水群の清らかな富士湧水を利用して地域の伝統的な方法により栽培されている作物の生産に要する経費の一部を補助することで、特産品の産地化・ブランド化を目指す。

【交付対象者】

・市内に住所を有し、本人及び同一世帯に属する者に市税等の滞納がない者であって、下記のいずれかに該当する者。

- (1) 道の駅つる生産者組合に生産者登録している者
- (2) 販売所に作物を出荷している者
- (3) 個人又は法人に作売りをを行っている者



【対象作物】

・水かけ菜、水ねぎ、わさび 等

【補助金額】

1 「道の駅つる」への出荷者の場合

→ 対象作物を作付けした農地面積1aあたり6,000円を乗じて得た金額

2 「販売所」への出荷者・作売りの場合

→ 対象作物を作付けした農地面積1aあたり3,000円を乗じて得た金額

《 補助金交付までの流れ 》

- ① 交付申請（様式1号・位置図・組合員証）
- ② 現地確認（市担当者が現地へ）
- ③ 交付決定
- ④ 実績報告（様式4号・出荷伝票）
- ⑤ 交付額決定
- ⑥ 請求書（様式6号・振込希望口座）
- ⑦ 補助金支払

